

桑名市複線型人事制度の実施に関する要綱の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 7 年 9 月 19 日

桑名市長 伊 藤 徳 宇

桑名市複線型人事制度の実施に関する要綱の一部を改正する訓令

桑名市複線型人事制度の実施に関する要綱（令和 4 年桑名市訓令第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条に次のただし書を加える。

ただし、募集開始時において、現在の所属に配属後 1 年未満の職員を除く。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。